

必ずお読みください

お客様に必ずお渡しください

サポートレントシステム 申込書

立替払等委託申込書
預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書

右記の内容および注意事項をお読みのうえ、
ご記入、ご捺印ください。

サポートレントシステムの概要について

サポートレントシステムとは、賃借料等をジャックスがお客様より口座振替にて集金し、賃貸人に支払うこと及びお客様が賃借料等を遅滞された場合にも一定期間立替払いをする制度であり、お客様が入居申込すると同時にお申込みしていただきます。

なお、サポートレントシステムのお申込みについては、ご希望にそえない場合がございますのでご了承願います。

月々の賃借料等のお支払いについて

毎月27日に賃借料等をご指定口座より引落しいたします。口座には26日までにご入金ください（金融機関休業日の場合は翌営業日が引落日となります）。

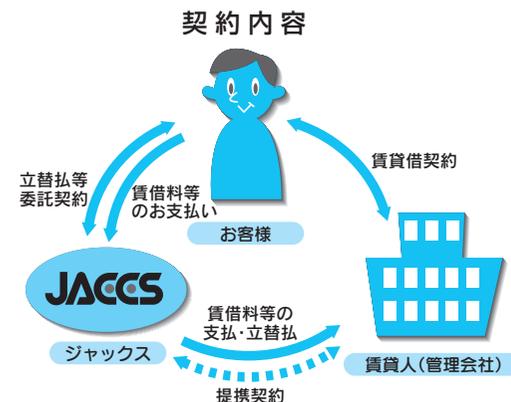
毎月の賃借料等の請求の通知については、請求明細書を発行いたしません。
（※初回月のみ請求明細書を発行いたします。）

ご注意ください

お客様にお届けする「ご利用代金請求明細書」のご利用年月日は当月5日と表示されます。

例 4月27日引落とし→5月分家賃

「ご利用代金請求明細書」の利用年月日は4月5日となります。



お申込み上の注意

- この契約はお客様自身のものです。お申込みの際は「個人情報の取扱いに関する同意条項」、「お申込みの内容」をよく読んでから十分納得した上で、太枠内にお客様がボールペンで強く自署してください。名義貸しは絶対に止めましょう。
- 「お申込みの内容」は、契約成立後は契約の内容を明らかにした書面になりますので、大切に保管してください。
- このお申込みは、賃貸借契約明細欄に記載された月額賃借料等の代金決済のためのものです。記載内容以外の取引や約束はないことを確認してください。
- お客様へご契約に関して通知をする場合、ジャックスでは発信部署名、電話番号、住所を表示いたします。それらの記載の無い通知書は正規のものではありませんので、万一受領した場合はジャックス・カスタマーセンターまでご連絡ください。

お客様へ

1. 本申込書の①～⑥はお持ち帰りのうえ、必要事項をご記入、ご捺印願います。
2. ご記入漏れや押印漏れがある場合、ご契約が遅れますのでご注意ください。
3. 契約内容をご確認のうえ、受付店へ⑤⑥をお早めにご持参もしくはお郵送ください。
⑤の写しをお客様控として保管してください。
4. 本片はお客様控ですので、他の契約書同様に保管してください。
5. 入居後新しい連絡先、電話番号が決まりましたらジャックス・カスタマーセンターにご連絡願います。

お問合わせ先

株式会社ジャックス

〒150-8932
東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号

ジャックス・カスタマーセンター(営業時間 9:30~17:30/平日)

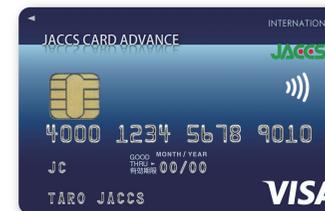
東京 〒243-0489 神奈川県海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー
電話番号 ☎0570-002277[着信先: 神奈川県座間市]

大阪 〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町 1-5-3 千里朝日阪急ビル
電話番号 ☎0570-005599[着信先: 大阪府豊中市]

※自動音声に従って、サービスコード[32](その他問い合わせ)をプッシュしてください。オペレーターがご案内いたします。
※電話番号はお間違いないようおかけください。
※お問い合わせのお電話は、ご本人様よりお願いいたします。
※通話料はお客様のご負担となります。

JACCS CARD ADVANCE 入会のご案内

家賃や公共料金のお支払いでおトクにポイントがたまる!



ご入会のメリット

1 家賃のお支払いでポイントがたまる!

1,000円
につき...

5 (1ポイント=1円相当)
ポイント

還元率 **0.5%**

※家賃保証システムのお支払いは、JACCS CARD ADVANCEのカードショッピング利用ではございません。

2 カードショッピングでは1%ポイントがたまる!

1,000円
につき...

10 (1ポイント=1円相当)
ポイント

還元率 **1.0%**

※ポイントは100円につき1ポイントたまります。

3 初年度年会費無料!

カードショッピング(家賃等のお支払いを除く)を年間10万円以上ご利用いただくと、次年度も年会費無料になります。

※10万円未満の場合、1,375円(うち消費税125円)をご請求させていただきます。

毎月のご利用がおトクなポイントに!

たとえば...



家賃

70,000円

月間

350ポイントGET!

年間

4,200ポイントGET!



ショッピング
15,000円

月間

150ポイントGET!

年間

1,800ポイントGET!

合計で年間**6,000ポイント**がたまる!!

3,000ポイントごとに3,000円分のJデポ(値引き枠)に自動交換!



Jデポとは、Jデポ有効期間内のカードショッピングご利用金額から、Jデポ金額を差し引いてご請求させていただく値引きシステムです。

¥ 年間6,000円もおトク!

※Jデポは家賃のお支払いにはご利用いただけません。

ご入会はこちら

JACCS CARD ADVANCE
ぜひこの機会にお申込ください!

ジャックスカードアドバンス

検索



スマートフォンはこちらから

ご入会前の注意事項

- ポイント付与は、家賃保証システムご契約者とJACCS CARD ADVANCEカードご契約者が同一であることが条件となります。
- ポイントの有効期限はポイント獲得月から2年(24ヶ月)となり、有効期限が終了したポイントから1ヶ月単位で順次失効となります。
- Jデポには3ヶ月間の有効期間があります。

■カードの詳細内容及びショッピングの取引条件については、ジャックスホームページ(https://www.jaccs.co.jp/service/card_lineup/jaccscard/advance/)をご確認ください。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

(1)申込者(契約者)以下「私」という。は株式会社ジャックス(以下「当社」という。)が立替払等委託契約(本申込みを含む。以下「本契約」という。)の与信判断及び与信後の管理のため並びに今後の当社との取引に係る与信判断及び与信後の管理のため以上の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を保護措置を講じた上で、当社が収集すること(映像、電話の録音等の音声情報、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む。)並びに当社が定める期間は以下の各条項(以下「本規約」という。)に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。①私及び親権者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先(お勤め先内容)、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザーID等、本人を特定するための情報(本契約締結後に当社が私から通知等を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た変更情報を含む。以下同じ。②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法、振替口座③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況④本契約に関する私の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況⑤本契約に関し、当社が必要と認めた場合に、私の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報⑥法令等に基づき、私が提出した収入証明書等の記載内容情報⑦電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報(2)私は当社が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託(債権譲渡を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。(3)私は、当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。(4)私は、当社が次の場合に、(1)により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。法令(強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。)に基づいて、公的機関等に対して(1)により収集した個人情報を提供する場合。(5)私は、本契約に基づく精算及び本契約に関する紛議の解決等のため、当社が(1)①②(当社が必要と判断した場合は(1)③を含む。)の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は賃貸人に提供することに同意します。(6)私は、賃貸物件の退去時において、最終支払賃借料等の精算のため、当社が(1)③の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は賃貸人に提供し利用することに同意します。

第2条(個人情報の与信等の目的以外の利用)

私は、当社が下記の目的のために第1条(1)の個人情報を利用したり、電子メール・ダイレクトメール・ファクス・電話・SMS(ショートメッセージサービス)等により案内することに同意します。①当社のクレジット事業、金融事業、保険事業、不動産取引・賃貸管理事業、物品賃貸事業等における市場調査、商品開発、商品・サービス情報、関連するサービスのお知らせなどに利用するため。②当社の情報処理サービス事業(データ集計・統計サービス、あて名印刷サービス、発送・発信サービス等。これらを当社が提携先企業等から受託する場合を含む。)における市場調査・商品開発、商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の送付に利用するため。

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ(URLは、https://www.jaccs.co.jp/)をご覧ください。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1)私は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私及び私の配偶者の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。)が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法等により、私の支払能力・返済能力に関する調査(与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。)の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。(2)私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関に別表1に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合わせ電話番号は下記のとおりです。また本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト
 フリーダイヤル: 0120-810-414 URL(https://www.cic.co.jp/)
 ※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。

●株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
 ナビダイヤル: 0570-055-955 URL(https://www.jicc.co.jp/)
 ※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。

(4)当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
 電話番号: 03-3214-5020

URL(https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。

(5)上記(3)に記載されている個人信用情報機関の登録する情報は下記のとおりです。

1)株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/回数/期間、契約額又は極度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。

2)株式会社日本信用情報機構

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債権整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)の全部又は一部となります。

別表1	登録情報	①本契約に係る申込みをした事実	②本契約に係る客観的な取引事実	③本契約に係る債務の支払を延滞等した事実
会社名				
登録	株式会社シー・アイ・シー(C I C)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年間
記録	株式会社日本信用情報機構(J I C C)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約継続中及び契約終了後5年以内
期間				

第4条(個人情報の第三者への提供・利用)

(1)私は、当社が下記の場合に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社、下記の目的により個人情報を利用する場合。

1)①保険代理店事業における宣伝物等、営業案内に利用するため②各種商品小売事業における商品等に関する案内に利用するため③電気通信事業における宣伝物等、営業案内に利用するため

利用会社名: ジャックス・トータル・サービス株式会社
 〒140-8671 東京都品川区東品川 4-12-1 品川シーサイドサウスタワー
 TEL 03-6311-7331 E-mail: info@jts-web.co.jp

2)リース事業、オートオークション仲介事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。

利用会社名: ジャックスリース株式会社
 〒140-8517 東京都品川区東品川 4-12-1 品川シーサイドサウスタワー
 TEL 03-6327-2200

(2)私は、当社が下記の場合に第1条(1)①~⑥の個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社が、後払い決済事業に係る会員の支払能力に関する調査のために個人情報を利用する場合。

利用会社名: ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社
 〒140-0002 東京都品川区東品川 4-12-1 品川シーサイドサウスタワー
 TEL 03-6758-0738

(3)上記(1)(2)記載の関係会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から7年間とします。なお、上記(1)(2)記載の関係会社における個人情報の利用期間については、各社にお問合わせください。

第5条(個人情報の開示・訂正、削除)

(1)私は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する当社の関係会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。①当社に開示を請求する場合には、第8条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ(URLは、https://www.jaccs.co.jp/)によってもお知らせしております。②個人信用情報機関に開示を請求する場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。③当社の関係会社に対して開示を請求する場合には、第4条記載の当社の関係会社に連絡してください。

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条(本規約に不同意の場合)

当社は、私が本契約の必要な記載事項(契約書表面で私が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合には本契約をお断りすることがあります。但し、本規約第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条(利用・提供中止の申出)

本規約第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第8条(個人情報の取扱いに関する問合わせ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。

ジャックス・カスタマーセンター(営業時間 9:30 ~ 17:30 / 平日)
 東京 ☎0570-002277 [着信先: 神奈川県座間市]
 〒243-0489 神奈川県海老名市中央 2-9-50 海老名プライムタワー
 大阪 ☎0570-005599 [着信先: 大阪府豊中市]
 〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町 1-5-3 千里朝日阪急ビル

第9条(契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、申込書の写し等は当社にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条(本規約の変更)

本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

○お客様が申込みされ、又は契約された事実に関する情報は、与信判断・債権管理のため、ジャックスが加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟と信業者及び当該機関と提携する他個人信用情報機関の加盟と信業者により利用されます。
 ○「個人情報の取扱いに関する同意条項」第2条、第4条について同意されない場合は、同第7条に基づき対応させていただきますので、別途ジャックスまでお申出ください。

お申込みの内容 ※契約成立後は、契約約款となります。

申込者(以下「私」という)は、下記に定める各条項を本契約の内容とすることに同意した上で、株式会社ジャックス(以下「会社」という)に対し、私がサポートレントシステム申込書兼契約書(以下「契約書」という)に記載の賃借物件(以下「賃借物件」という)を、賃借物件の賃貸人(以下「賃貸人」という)から賃借することを定めた契約(以下「賃貸借契約」という)から発生する契約書記載の月額賃借料等合計額及び私と賃貸人もしくは賃借物件を管理する管理会社との間で合意し会社が認める費用(以下これらを総称して「賃借料等」という)を、会社が私に代わって立替払等することを委託(以下「本契約」という)します。

第1条(契約の成立時点)

本契約は、会社が所定の手続をもって承認し、賃貸人又は契約書記載の管理会社(賃借物件に対して、賃貸人より契約書記載の賃借料等の集金業務を含め管理の委託を受託している業者、以下「管理会社」という)を通じて私に承諾の通知を発した時に、賃貸借契約の成立を条件として成立するものとします。

第2条(立替払等委託)

1. 私は、会社に対し賃借物件にかかる賃借料等を会社が私に代わって支払先に支払うこと及び私が当該賃借料等を遅滞した場合には、賃借料等の契約書記載の立替月数分を限度として、会社が私に代わって支払先に立替払いすること(以下「立替払等」という)を委託します。

なお、この支払先とは私に賃借物件を賃貸している賃貸人もしくは管理会社をいい、以下これらを総称して「賃貸人等」といいます。

2. 私が、賃借物件における水道又はガスその他の使用料金(以下「水道・ガス料金相当額等」という)を本契約の対象とするときは、私は、会社に対し、水道・ガス料金相当額等を会社が私に代わって賃貸人等に支払うことを委託します。

なお、この場合の支払委託額は、賃貸人等が会社に通知した額とします。

3. 前2項の賃借料等の支払時期は、会社と賃貸人等との間で定めた所定の期日とするに、私は異議ないものとします。

第3条(会社への支払方法)

1. 私は会社に対し、第2条より会社が私に代わって支払った賃借料等及び私が会社に支払うべき契約書記載の月額事務手数料(以下「支払賃借料等」という)を契約書記載の支払内容に従って支払います。尚、月額事務手数料は月単位で支払うものとし、退去等にもなう日割り計算による減算は行わないものとし、

2. 支払賃借料等は、賃貸借契約の終了等事由の如何にかかわらず、返還しないものとし、

第4条(譲渡担保)

私は、本契約に基づき会社に対し現に負担し、また、将来負担する一切の債務を担保するため、私が賃貸人等に対し取得する次の各号の債権を会社に譲渡することに同意します。

①敷金、保証金、その他の金員の返還請求権。

②賃借物件の明渡し日以降の未賃貸期間相当分の賃借料等の返還請求権。

第5条(遅延損害金)

私が会社に対する、第3条1項の支払賃借料等の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅延額に対し、年14.60%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとし、

第6条(本契約の更新)

賃貸借契約の満了日の前月末日までに私より会社に対して特に申出がないときは、賃貸人等から通知される条件にて賃貸借契約を更新し、且つ当該条件に基づき賃借料等を本契約に基づき支払うものと会社がみなすことに、私は異議ないものとします。なお、私は会社より賃貸借契約の更新、賃貸借条件の変更並びに本契約の継続及び月額賃借料等の変更に関し、確認書の提出を求められたときは、これに応じるものとします。

第7条(賃借料等の変更)

賃貸借期間中は、次の各号に定める事由により、賃貸借契約上の賃借料等が変更されたときは、私が立替払等を会社に委託する賃借料等も当然に変更されるものとし、特に変更契約書の取り交わしは行わないものとし、変更について私に異議があるときは、第13条第2項に基づき処理するものとします。なお、私は会社より変更契約書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとし、

①賃借料等の改定。

②新たな賃借料等の発生もしくは消滅。

③消費税法その他の税法により、賃貸人が納税義務者となったときもしくは当該税法で定める税率又は、課税範囲の変更があったとき。

第8条(届出事項の変更・通知義務)

1. 私は、氏名、住所、電話番号、勤務先等会社に届け出た契約書記載事項を変更したときは、遅滞なく会社所定の書面をもって会社に通知します。

2. 私は、前項の氏名住所等の変更通知を怠ったことにより、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合でも、会社が通常到達すべきときに私に到達したものとみなすことに異議ないものとします。

3. 私は、新たに電話を設置し、もしくは電話番号を変更した場合は、書面により速やかに会社及び管理会社宛連絡します。

第9条(費用等の負担)

1. 私は、会社に対する債務の支払いに要する費用(送金手数料等)を負担するものとし、

2. 私は支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続回数1回につき330円(税抜価格300円)を、振込用紙等書面を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき330円(税抜価格300円)を別に支払うものとし、

3. 私は、私の責に帰すべき事由により、会社が訪問集金したときは、訪問回数1回につき1,100円(税抜価格1,000円)又は訪問集金に要した実費費用を別に支払うものとし、

4. 会社が私に対して、法的手続きの開始に必要な書面による催告をしたときは、私は、当該催告に要した費用を負担するものとし、

5. 本条に基づき私が支払う手数料・費用等にかかる消費税及び地方消費税は私が負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても私が負担するものとし、

第10条(本契約の解除)

本契約は賃貸借契約が存続する間は、解除することができないものとし、但し、次の各号に該当する場合は、会社からの通知により解除することができるものとし、

①私が、会社に対する第3条第1項の支払賃借料等の支払を遅延し賃貸人等と会社との間で定めた支払遅延状態が発生したとき。

②賃貸人等が、私が負担する賃借料等の受領権を失ったとき。

③会社と賃貸人等との本制度の取扱いに関する契約が消滅したとき。

④私が破産手続開始、再生手続開始の申立をなし、又は、されたとき。

第11条(本契約の終了)

次の各号に定める事由が発生したときは、当然に本契約は終了するものとし、会社は、本契約終了以降に支払期日が到来する賃借料等の賃貸人等への支払いを停止することができるものとし、本契約が終了した場合いども、私が会社に対する本契約に基づく支払債務が存するときは、当該債務については、本契約の各条項が適用されるものとし、

①賃貸借契約が、解除、取消、その他の事由により終了したとき。

②第10条により本契約が解除されたとき。

③賃貸人等の変更により本制度が利用できなくなったとき。

④第18条第4項により本契約が解除されたとき。

第12条(返還敷金等による弁済)

賃借物件の明渡し時に、会社への本契約に基づく支払債務が存するときは、会社は第4条に定める譲渡担保を実行し、賃貸人等から第4条①②に定める敷金等を受領のうえ、本契約に基づく債務の弁済に充当することができるものとし、

第13条(紛議)

1. 私は、賃貸借契約に関し、賃貸人等との間で紛議が生じたときは、又は、水道、ガス等の供給契約に関し供給業者との間で紛議が生じたときは、自らの責任において解決し、これがため本契約に基づく賃借料等の支払を停止することはできないものとし、

2. 私は、賃貸人等に対する賃借料等の支払停止を主張しうる正当な事由が存し、この支払いを停止するときは、事前に書面をもって会社に通知することにより、当該通知の到達日以降に支払期日の到来する賃借料等の支払停止を依頼することができるものとし、

第14条(支払賃借料等の遅滞に伴う取扱い)

1. 私は、私が会社に対する支払賃借料等の支払いを遅滞したときは、会社の賃貸人等への支払賃借料等の支払いの有無にかかわらず、私が賃貸人等との間の賃貸借契約に基づく賃借料等の支払義務を不履行したものと取扱われても異議ないものとし、

2. 私は、私が会社に対する支払賃借料等の支払いを遅滞したときは、賃貸借契約の継続又は解除の判断のため、会社が以下の個人情報賃貸人等に対して通知しても何ら異議ないものとし、

①私の氏名、住所、電話番号、勤務先(お勤め先内容)、(本契約締結後に、会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)。

②本契約に関する延滞の事実、支払債務、月々の返済状況及び入金状況

第15条(定期借家)

賃借物件に係る賃貸借契約の種類が借地借家法の規定する定期建物賃貸借又は期限付賃貸借であり、賃貸借期間終了後に賃借物件について新たな賃貸借契約(以下「再契約」という)を私と賃貸人等との間で締結する場合、会社が私又は賃貸人等に対して特段の通知を行わない限り、再契約についても、私は、会社に対し第1条以下に定める内容で、再契約に基づく賃借料等を立替払等することを委託し、会社はこれを受託します。

第16条(住民票等取得の同意)

私は、本申込みを行う者が申込書に記載された私に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、会社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

第17条(弁済の取扱い)

私は、私が会社に対して負う債務の支払について、会社所定の時刻までに振込を完了するものとし、当該振込の完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ないものとし、

第18条(反社会的勢力の排除)

1. 私は、私が、現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団。②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等。⑥社会運動等標榜ゴロ。⑦特殊知能暴力集団等。⑧前各号の共生者。⑨テロリスト(疑いがある場合を含む)。⑩その他前各号に準じる者。

2. 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。

3. 私が、本条第1項及び第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は私に対し当該事項に関する調査を行い、又、必要に応じて資料の提出を求めることができ、私はこれに応じるものとし、

4. 私が、本条第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、又は本条第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると会社が認める場合には、会社は私との契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとし、本契約が解除された場合、私は、会社の通知又は請求により期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、

5. 本条第4項の規定の適用により、会社に損失、損害又は費用(以下「損害等」という。)が生じた場合には、私はこれを賠償する責任を負うものとし、又、本条第4項の規定の適用により、私に損害等が生じた場合にも、私は当該損害等について会社に請求をしないものとし、

6. 本条第4項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、会社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとし、

第19条(本契約の変更)

1. 会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を、会社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で私に周知した上で、本契約を変更することができるものとし、

①変更の内容が私の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. 会社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を会社のホームページにおいて公表する方法又は会社から私に通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により私に周知した上で、本契約を変更することができるものとし、この場合、当該周知の後に私が本契約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本契約が変更されるものとし、

第20条(準拠法)

私と会社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとし、

第21条(合意管轄裁判所)

私は、本契約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴願のいかににかかわらず、会社の本社又は本部、各支店、各センターの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとし、

【お問合わせ、相談窓口】

1. 賃貸借契約についてのお問合わせ、ご相談は賃貸人又は契約書記載の管理会社にご連絡ください。

2. 本契約についてのお問合わせ、ご相談は株式会社ジャックスにご連絡ください。ジャックス・カスタマーセンター(営業時間9:30~17:30/平日)

東京 ☎0570-002277 [着信先:神奈川県座間市]

〒243-0489 神奈川県海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー

大阪 ☎0570-005599 [着信先:大阪府豊中市]

〒560-0082 大阪府豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル

⑤ 原本→ジャックス用、写し→お客様用

⑥ の口座振替依頼書へご記入・ご捺印の上必ずセキセイで提出ください。

会員番号

サポートレントシステム 申込書兼契約書

お客様がお申込みされる会社名・所在地
JACCS 株式会社ジャックス 御中
〒150-8932 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号



私(お申込者(契約者含む))は、別紙(帳票管理番号：J87158 2020.04.01)記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」および「お申込みの内容」の条項に同意のうえ、申込み(契約含む)をします。私(お申込者(契約者含む))は、本申込に係る審査のため債権管理のために、貴社が必要と認めた場合には、私の住民票を貴社が取得し利用することに同意するものとします。

お客様確認欄 私(お申込者(契約者含む))は、以下「お申込みに関するお客さまお受取書面」(帳票管理番号 J87158(2020.04.01))を確かに受領しました。
[受取書面] 1. サポートレントシステム申込書表紙 2. 個人情報の取扱いに関する同意条項 3. お申込みの内容
4. サポートレントシステム申込書兼契約書写し

お申込年月日 2 0 年 月 日 契約年月日 2 0 年 月 日

転居理由 ①入学 ②就職 ③転勤 ④自宅新築 ⑤結婚 ⑥住替 ⑦独立 ⑧()

お申込者フリガナ 性別 男・女 生年月日 年 月 日 歳
お名前(自筆) 自宅電話 携帯電話
フリガナ 現住所 〒 フリガナ アパート・マンション・寮等の場合は名称、号楼、室番号もご記入ください。
世帯状況 生計を同一とする家族(別居家族含む)についてご記入ください。 配偶者 子供 親兄弟他 無・有 無・有 無・有 人 無・有 人 無・有 人
ご住居 ①自己所有 ②家族所有 ③世帯の住宅ローン ④賃貸 ⑤社宅・官舎 ⑥寮 居住年数 年 ヶ月

緊急連絡先 フリガナ 続柄 自宅電話 携帯電話
お名前 電話番号
ご住所 〒 都道府県

※上記の者から同意を得た上で、私は貴社に上記の情報を提供いたします。
※1 緊急連絡先には、原則3親等以内の親族(賃貸借契約の緊急連絡先と同じ方)をご記入ください。
※2 親権者の代理申込の場合は、入居者情報をご記入ください。

未成年者の方の親権者同意欄 私(親権者)は未成年者である申込者の契約行為に同意するとともに、連絡に際して必要な情報を記載することに同意し、署名、捺印します。※確認のためお電話を差しあげることがございます。

親権者 フリガナ 生年月日 年 月 日 歳
お名前 電話番号
ご住所 〒 都道府県



○印をお付けになり、失印にそってご記入ください。

お勤め(ご自筆) 学生 主婦(パート等の収入のある方) 年金その他
○厚生 ○国民 ○共済 ()年金 ○不動産収入 ○その他 ()
お勤め先 学 校 名 派遣元 所属部名(学部) 役 職 電話 (内線) 勤務年数(学年)
ご住所 〒 フリガナ 都道府県 ビル名、階数もご記入ください。 勤務年数(学年) 年 ヶ月
出向先・派遣先 学生の場合はアルバイト先 電話 1年の方をご記入ください。
種類 ①パート・アルバイト ②その他 社員数 ①100人以上 ②20人以上 ③500人以上 ④20人未満
業種 ①公的機関 ②金融・保険 ③運輸・倉庫 ④製造・整備 ⑤土木・建設 ⑥サービス ⑦農業・水産 ⑧小売 ⑨娯楽・飲食 ⑩医療機関 ⑪情報処理 ⑫不動産 ⑬その他
職種 ①管理 ②技術 ③接客・販売 ④営業 ⑤外資員 ⑥事務 ⑦運転 ⑧その他

お支払口座は、3枚目に直接ご記入の上、お届け印をご捺印ください。

物件名 フリガナ 新電話番号 - -
所在地 フリガナ - -
入居予定日 20 年 月 日
賃借期間 自 20 年 月 日 至 20 年 月 日
入居予定者 ①本人 ②本人およびその家族 ③本人以外
本人以外の場合はご記入ください。 お仕事 ①学生 ②年金受給者 ③その他 () 年 齢 才
月額賃借料等 ①賃料 ②共益費・管理費等 ③駐車場使用料等 ④水道・ガス料金等(固定の場合のみ記入) ⑤ ⑥ ⑦ 事務手数料 7 5 0
合計(円)

支払内容 お支払方法 □口座振替 月額事務手数料 月額賃借料等合計 × (0) % 0 円
お支払日 毎月27日 立替月数 上記月額賃借料等の(12)ヶ月分
初回支払 支払対象 20 年 月 賃借料等
支払月 20 年 月

下記管理会社は、お客様が本申込みに基づき記入した情報(下記の○印項目欄に記載された個人情報)を本契約の履行に関する利用以外に、新商品・サービスに関する情報提供・案内のため利用することがあります。

管理会社 株式会社ブルーボックス
住所 〒492-8220 愛知県稲沢市前田1丁目1-1 店 担当
ジャックス カード アドバンス
JACCS CARD ADVANCE
はジャックスホームページからもご入会できます。
ジャックスカードアドバンス 検索
TEL 0587-23-0017
FAX 0587-23-0173

民法改正対応版 J87158(2020.04.01)

